

学校いじめ防止基本方針

北海道栗山高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び意義

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」）、北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」）及び北海道いじめ防止基本方針（以下「方針」）を踏まえ、本校すべての生徒が自分の存在意義を感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進し、学校としてのいじめの問題への対応について示すものである。

また、本方針を策定する意義は次のとおりである。

- 本基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 いじめの理解

（１）いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS 等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（２）いじめに対する基本的な考え方

ア いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。

生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめにむかうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

イ 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、主体的に活動し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

（３）いじめを理解するに当たっての留意点

ア いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

イ インターネットや SNS 等を通したいじめなど、本人が気付いていない中で名誉毀損や誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、精神的に追い詰められる場合もあることや生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として比較的短期間で立場が入れ替わる事などを踏まえ、対応する。

エ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づき、本校のいじめ対策委員会で情報共有して対応する。

オ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な面を見逃さない姿勢で対応する。

カ 「発達障がいを含む障害のある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者の連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（４）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、いじめの抑止や促進する等の作用が働く。

②いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

（５）いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、名誉毀損や、誹謗中傷等の嫌なことをされる等

3 いじめ防止の防止の指導体制・組織的対応

(1) 組織体制について

いじめ防止等における措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部教育相談担当、各学年主任、養護教諭、当該HR担任、スクールカウンセラーによる「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された時は臨時に開催し、早期対応にあたる。

(2) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・・・別紙1のとおりとする

(3) 緊急時の組織的対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・・・・・別紙2のとおりとする

(4) 年間活動計画（別紙3）

4 いじめの予防

◆ 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくり
- ・規範意識や自他の生命の尊重、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・意見の相違を互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力の育成
- ・円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力の育成

(1) 授業の充実

- ・規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくり
- ・将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせる授業づくり
- ・多様な他者との関わりの中で好ましい人間関係を構築できる授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・生徒会による「いじめ根絶宣言」や「いじめ防止標語」の募集による啓蒙活動
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談週間の設定
- ・教科担任会議等の充実による情報共有
- ・SCによる面談実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の啓発
- ・講演会等の活用

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・スマホ安全教室の活用

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事の中でどの生徒も落ち着ける場所づくり

- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる活動の推進
- (8) いじめの積極的認知に対する理解
- ・教職員の研修等を充実させ、いじめの対応についての資質・能力の向上を図る。
 - ・特に「いじめ行為」への対応について、安易に「懲戒による指導」とならないよう注意する。

5 いじめの早期発見

- (1) 定期的調査の実施
- ・「いじめアンケート」の実施(6月、11月)
- (2) 定期的な生徒情報の共有
- ・学年、生徒指導部からの定期的な生徒情報の共有
- (3) 「いじめられている生徒」・「いじめている生徒」のサインを見逃さない・・・別紙4
- (4) 教室・家庭でのサイン・・・別紙5
- (5) いじめの発見
- いじめ行為(疑いも含む)を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会に速やかに報告する。
- (6) 速やかな情報提供及び共有
- ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議及び教科担任会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・中学校からの情報共有
 - ・進級時の引継ぎ
 - ・いじめの認知の可否
- (7) 相談体制の整備
- ・校内窓口(校内)の生徒や保護者への周知

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・安全・安心を確保する | ・心のケアを図る |
| ・今後の対策について、ともに考える | ・活動の場等を設定し、認め、励ます |
| ・温かい人間関係をつくる | |

② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・いじめの事実を確認する | ・いじめの背景や要因の理解に努める |
| ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる | ・今後の生き方を考えさせる |
| ・必要がある場合は懲戒を加える | |

（２）関係集団への対応

周りで面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分達でいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・当事者意識を持ち自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- ・同調圧力に負けない力を身につけさせる

（３）保護者への対応

①「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で迅速に対応し、学校は早期解消・早期解決を目指す決意を伝え、理解を求める。

- ・傾聴し、じっくりと話を聴く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

②「いじている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動を変えるためには保護者の協力が必要である

③保護者同士が対立する場合など

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

（４）関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する相談
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

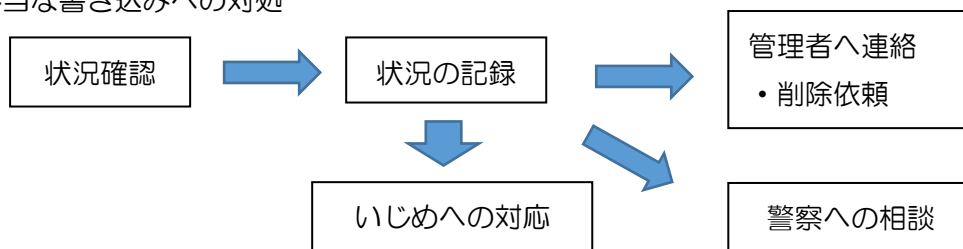
- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
 - ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
 - ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなど
- 〔犯罪行為〕

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリングの推進
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ・ネット社会についての講話（防犯）の実施
- ③ 生徒会を中心に生徒の主体性を活かした啓蒙活動を行う。

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害生徒からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



8 いじめによる欠席の対応

いじめと認知した被害生徒の欠席において、いじめによる欠席については、いじめ対策委員会が教務部と連携し、被害生徒に不利益が被らないよう十分配慮する。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間

を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

10 重大事態への対応

(1) 重大事態・緊急事態の発生

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

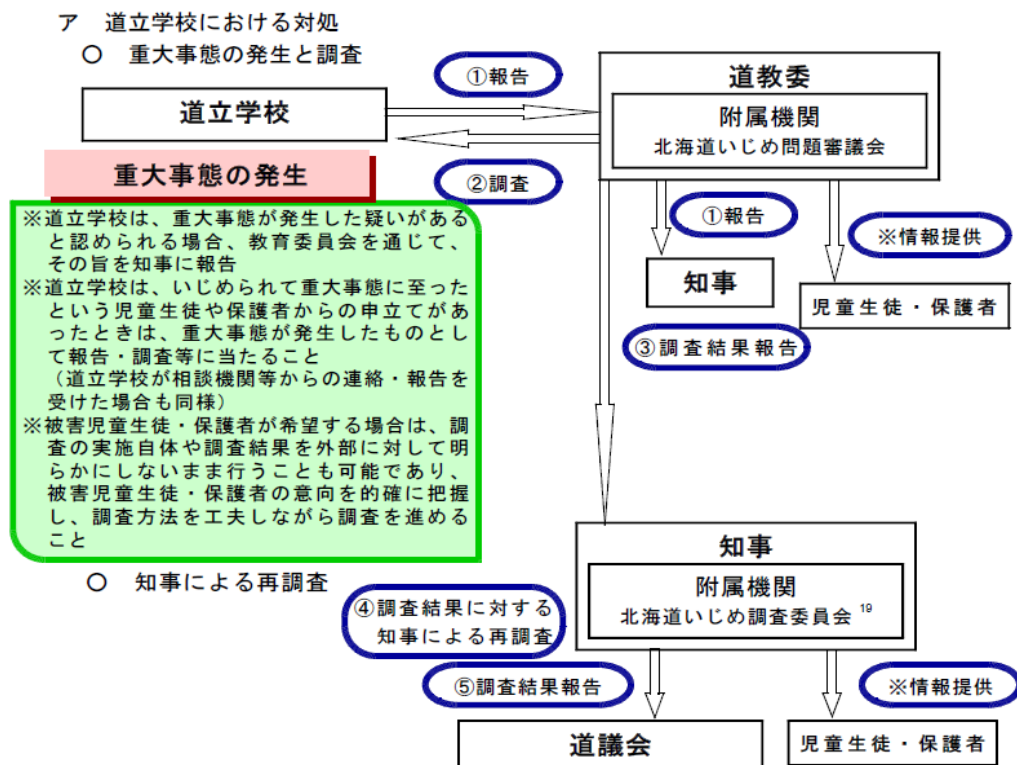
- ・年間の欠席の目安が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 事実関係の把握

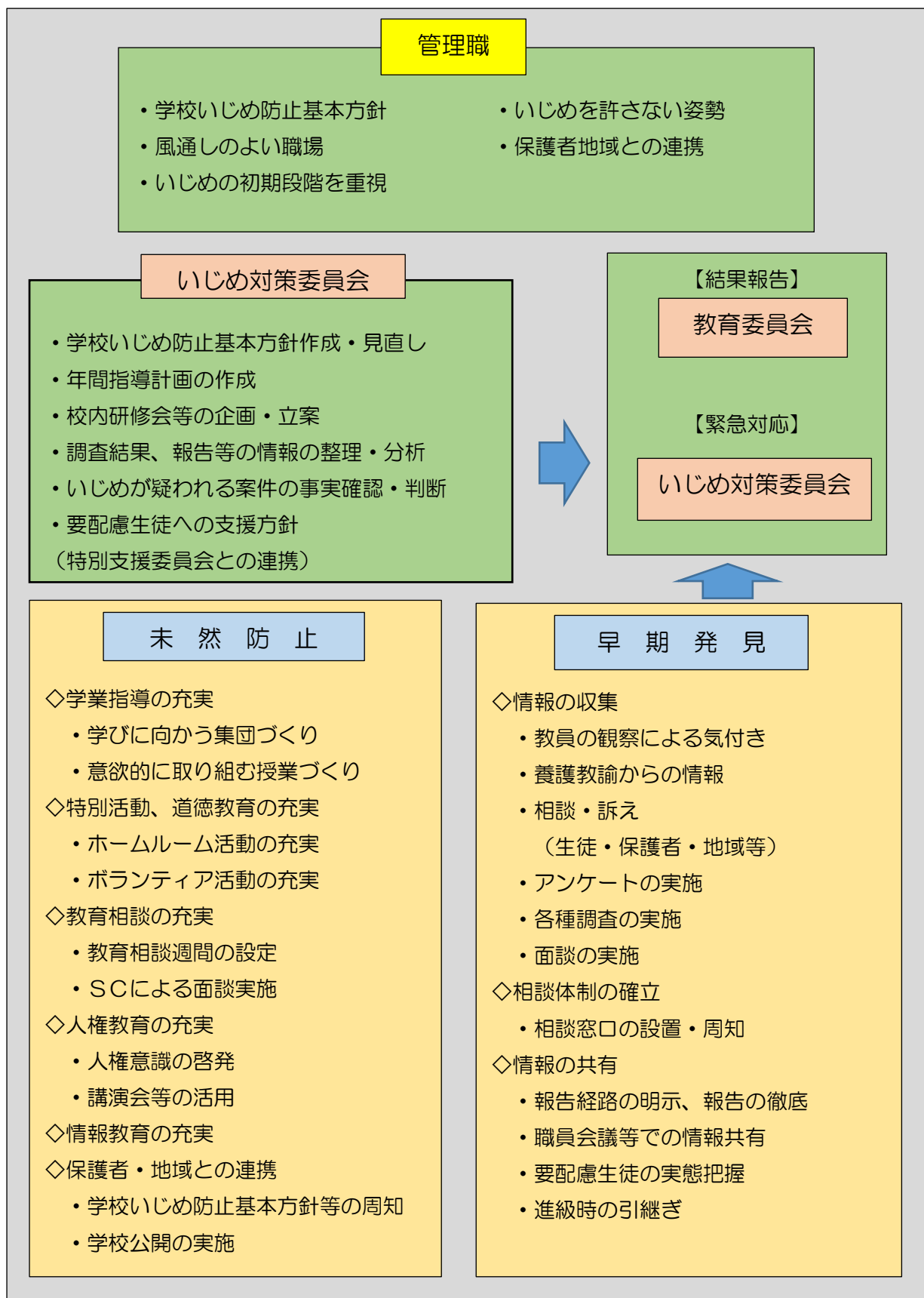
- ・アンケートや聞き取りによりいじめの実態を把握する
- ・いじめ対策委員会における対応方針の検討

(3) 重大事態時の報告・調査協力

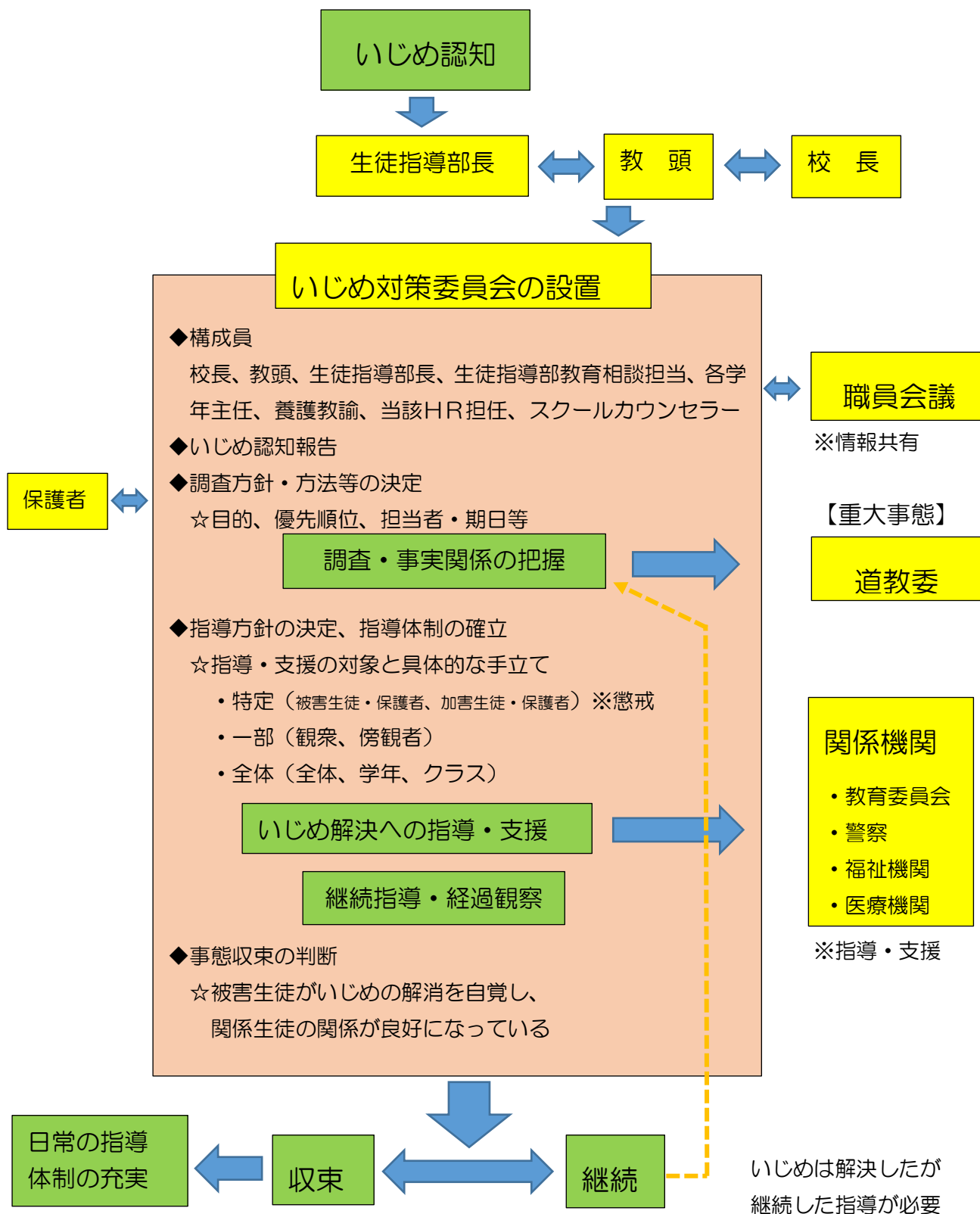
- ・道教委に報告
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請



日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



別紙 3

年間活動計画

月	1 学年	2 学年	3 学年	いじめ対策委員会 学校全体の動き
4 月	・出身中学校との連絡 ・相談窓口の周知 ・「個人調査書」による生徒状況の把握 ・SC講話	・相談窓口の周知 ・SC講話	・相談窓口の周知 ・SC講話	・第 1 回委員会 (年間計画の確認を共有)
5 月	・教育相談週間 ・生徒総会時の啓蒙	・教育相談週間	・教育相談週間	・SC面談①
6 月	・「いじめ根絶宣言」「いじめ防止標語」の発表			・スマホ安全教室
7 月	・第 1 回いじめアンケート調査	・第 1 回いじめアンケート調査	・第 1 回いじめアンケート調査	・全校ボランティア ・SC面談② ・SC面談③ ・第 2 回委員会 (アンケート集計・分析・認知)
8 月		・インターンシップでのコミュニケーショントレーニング		
9 月				・SC面談④
10 月				・SC面談⑤
11 月	・第 2 回いじめアンケート調査	・第 2 回いじめアンケート調査	・第 2 回いじめアンケート調査	・SC面談⑥ ・授業公開週間
12 月	・教育相談週間	・教育相談週間	・教育相談週間	・SC面談⑦ ・学校評価の実施
1 月				・第 3 回委員会 (アンケート集計・分析・認知) ・SC面談⑧
2 月				・SC面談⑨
3 月				・第 3 回委員会 (年間評価) ・SC面談⑩

別紙4

1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりする ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 校内で小集団がひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙5

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くに席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる